

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2006年8月25日

内閣総理大臣 小泉純一郎様

日本聖公会 正義と平和委員会
委員長 谷 昌二

首相の8月15日の靖国参拝に抗議します

あなたは去る8月15日の朝、終戦記念日に合わせ首相就任以来6回目の靖国神社参拝を強行しました。

わたしたち日本聖公会は、昨年10月17日の秋季例大祭に合わせてあなたが首相就任後5回目の靖国神社参拝を強行した折、いかなる形式をとっても現職の内閣総理大臣が靖国神社を参拝した事実は重いと指摘し、翌日今後の参拝中止を要請しました。しかし、わたしたちの願いは無視され、あなたが首相就任前の公約とした8月15日の参拝を強行されたことに対し、改めて下記の理由によって強く抗議します。

記

- ・靖国神社には明治維新以来、現御神（あきつみかみ）とされた天皇のために戦死した246万人の戦死者が神（英霊）として祭られ、その中にはアジア・太平洋戦争における戦争指導者であったA級戦犯も合祀されています。現職の総理大臣がこの靖国神社に参拝することは、アジア・太平洋戦争を首相が肯定することにつながります。わたしたち日本聖公会は、1996年の第49（定期）総会で「日本聖公会の戦争責任に関する宣言」を決議いたしましたが、アジア・太平洋戦争を支持・黙認した責任を認め、アジアの人びとに対して犯した罪を告白し、再びその過ちを繰り返さないことを誓った教会として、首相の参拝を認めることはできません。
- ・日本国憲法第20条は「国およびその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と政教分離の原則を定めており、昨年9月30日に大阪高等裁判所（大谷正治裁判長）は「首相の靖国神社参拝は、国が靖国神社を特別に支援している印象を与え、特定宗教を助長している」として、第20条で禁じる宗教的活動にあたるとして、首相の靖国神社参拝は違憲との判断を示しており、わたしたちもその判断を支持します。従って、政教分離原則に違反したあなたの靖国神社参拝を認めることはできません。

わたしたち日本聖公会は、首相が過去の歴史を直視し、中国、韓国各首脳の批判の声を真摯に受け止め、平和憲法を堅持し、平和外交を推進していくことこそ、今求められていると考えます。